

農地法第4条、5条許可申請の手続きについて

横手市農業委員会

農地を転用する場合、農業委員会の許可が必要です。このため、申請には下記の要件と書類が必要です。

■ 申請要件

農地を転用する場合、「地域計画」及び「農振法」の農用地区域外の農地でなければ転用できません。
このため、申請の前に転用できる区域かを各地域局地域課産業建設係（横手地域は農林部農業振興課農業政策係）で確認してください。

■ 申請内容

自分の農地を転用する場合	・ ・ ・ ・	農地法第4条第1項による許可申請
他人の農地を転用する場合	・ ・ ・ ・	農地法第5条第1項による許可申請

■ 申請書類

☐ 農地法第4条第1項許可申請書	・ ・ ・ ・	各地域局 各地域課産業建設係備付（原本1部、コピー1部） ※横手地域は農業委員会事務局（サンサン横手）
☐ 農地法第5条第1項許可申請書	・ ・ ・ ・	各地域局 各地域課産業建設係備付（原本1部、コピー1部） ※横手地域は農業委員会事務局（サンサン横手）
☐ 事業計画書・被害防除計画書	・ ・ ・ ・	各地域局 各地域課産業建設係備付（原本1部、コピー1部） ※横手地域は農業委員会事務局（サンサン横手）
☐ 農用地区域除外証明書	・ ・ ・ ・	各地域局 各地域課産業建設係備付（原本1部、コピー1部） ※横手地域は農林部農業振興課（県平鹿地域振興局3F）
☐ 申請地の公図（14条地図）	・ ・ ・ ・	法務局のほか、市役所税務課や登記情報提供サービスで 取得したものでも可。（原本1部、コピー1部） ※分筆・合筆があった場合、市役所税務課の公図には反映されていない場合も あります。その際は、法務局発行または登記情報提供サービスで取得した 公図を添付してください。
☐ 土地改良区の意見書	・ ・ ・ ・	当該土地改良区（原本1部、コピー1部）
☐ 申請地周辺の見取図	・ ・ ・ ・	最新版の住宅地図等を使用してください（2部）
☐ 配置図・造成断面図・施設の平面図 立面図・給排水計画図	・ ・ ・ ・	（2部）
☐ 残高証明書	・ ・ ・ ・	自己資金の場合、金融機関より証明（原本1部、コピー1部）
☐ 融資証明書	・ ・ ・ ・	借入金の場合、金融機関より証明（原本1部、コピー1部）

■ 法人または団体が申請者の場合

☐ 定款、寄付行為、又は規約の写し	・ ・ ・ ・	（2部）※履歴事項全部証明書があれば、不要
☐ 議事録抄本	・ ・ ・ ・	地縁団体等の場合（原本1部、コピー1部）

■ 都市計画区域内における1,000平方メートル以上の開発行為の場合

☐ 都市計画課との事前協議完了 通知書の写し	・ ・ ・ ・	横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱の規定による開発 行為の事前協議完了通知書の写し（2部）
--	---------	--

■ 代理人が申請する場合

☐ 委任状	・ ・ ・ ・	各地域局 各地域課産業建設係備付（原本1部、コピー1部） ※横手地域は農業委員会事務局（サンサン横手）
☐ 印鑑証明書	・ ・ ・ ・	委任者が自署できない場合は印鑑証明書 住所のある市町村で発行 （希望する方には原本をお返しします。）